

香川県報



第 101 号

平成 15 年

12月24日(水曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	一
	保安林の指定の解除	（みどり整備課）	五
	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	六
	生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出	（ " " ）	七
	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ " " ）	七
	介護保険法の規定による事業所の名称又は所在地の変更の届出	（長寿社会対策課）	八
	介護保険法の規定による事業の廃止の届出	（ " " ）	八
	介護保険法の規定による事業者の指定	（ " " ）	九
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民企画課）	
	土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	
	土地改良事業の認可	（ " " ）	一〇
	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	

告示

香川県告示第七百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 記

1 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
徳島県徳島市寺島本町東1丁目8番地
学校法人 村崎学園
理事長 村崎 正人
- 事業場の所在地及び名称
さぬき市志度字堂林1314-1
徳島文理大学香川校
- 特定施設に関する事項

種 類	能 力	工 事		排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態
		着手予定年月日	竣工予定年月日	
科学研究に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される洗浄施設	実験薬品洗浄排水系 流し214基	許可日	着手後6月	常 大
		使用開始予定年月日	完成日の翌日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			9時から17時、8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大	
	水素イオン濃度	3~11	3~11	
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	15	

種 能	類 力	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	30	50
		浮遊物質 量 (mg/ℓ)	60	100
		窒素含有 量 (mg/ℓ)	10	20
		りん含有 量 (mg/ℓ)	3	4
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		27.1	30	

種 能	類 力	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を 行う事業場に設置される洗浄施設		
		動物実験排水系 流し13基		
		工事着手予定年月日	許可日	
		工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日の翌日		
使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間		連続24時間使用		
排出され る汚水等 の汚染状 態	項 目	通常	最大	
		水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,500
		化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,500
		浮遊物質 量 (mg/ℓ)	50	100
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	500	750	
	りん含有 量 (mg/ℓ)	20	30	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		4.25	5	

種 能	類 力	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を 行う事業場に設置される洗浄施設		
		実験薬品洗浄排水系 流し13基		
		工事着手予定年月日	許可日	
		工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日の翌日		
使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間		9時から17時、8時間使用		
排出され る汚水等 の汚染状 態	項 目	通常	最大	
		水素イオン濃度	3~11	3~11
		生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15
		化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	30	50
		浮遊物質 量 (mg/ℓ)	60	100
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	10	20	
	りん含有 量 (mg/ℓ)	3	4	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		2.15	5	

種 能	類 力	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を 行う事業場に設置される洗浄施設		
		R I 実験排水系 流し10基		
		工事着手予定年月日	許可日	
		工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日の翌日		

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		9時から17時、8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	3~11	3~11
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	50
	浮遊物質 (mg/ℓ)	60	100
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	4
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	1	10	

種類	し尿処理施設		
能力	280m ³ /日 1,400人槽 (変更前300m ³ /日 1,491人槽)		
工期等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	許可後	24時間連続	
	使用開始予定年月日		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	20
	浮遊物質 (mg/ℓ)	30	40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	4
	大腸菌数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前261.4) 229.5	(変更前300) 280

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種類	動物実験施設排水処理設備					
能力	5 m ³ /日					
汚水等の処理方式	生物処理 + 膜分離処理					
工期等	工事着手予定年月日	許可日				
	工事完成予定年月日	着手後6月				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成日の翌日				
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	項目	1,000	1,500	10	15	
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,500	15	20
		浮遊物質 (mg/ℓ)	50	100	30	40

種 能	汚水等の処理方式	窒素含有量 (mg/ℓ)	500	750	10	20	
		りん含有量 (mg/ℓ)	20	30	3	4	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		4.25	5	4.25	5		
種 類	力	R I 実験排水処理水処理設備					
汚水等の処理方式	貯留による減衰処理						
工事着手予定年月日	許可日						
工事完成予定年月日	着手後6月						
使用開始予定年月日	完成日の翌日						
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	9時から17時、8時間使用						
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後			
		通常	最大	通常	最大		
		水素イオン濃度	3~11	3~11	3~11	3~11	
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15	10	15	
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	50	30	50	
		浮遊物質 (mg/ℓ)	60	100	60	100	
		窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	10	20	
りん含有量 (mg/ℓ)	3	4	3	4			
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0.9	1	1	10		
その他参考となるべき事項 処理水を、実験薬品洗浄排水処理設備にてさらに処理する。							

種 能	汚水等の処理方式	実験薬品洗浄排水処理装置					
		力	50m ³ /日				
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		34.8	50	0	15		
種 類	力	U 尿処理施設					
汚水等の処理方式	280 m ³ /日 (変更前300 m ³ /日) 活性汚泥 + 接触ばつき + 凝集沈殿処理						
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後			
		通常	最大	通常	最大		
		水素イオン濃度	3~11	3~11	5.8~8.6	5.8~8.6	
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15	5	10	
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	50	10	15	
		浮遊物質 (mg/ℓ)	60	100	15	30	
		窒素含有量 (mg/ℓ)	10	20	10	20	
りん含有量 (mg/ℓ)	3	4	3	4			
その他参考となるべき事項 処理水最大35 m ³ /日を、常時中水として再利用する。							

工期等	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	

処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 りん含有量	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	190	250	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	190	250	15	20
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	250	30	40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40	10	20
りん含有量 (mg/ℓ)		5	5.5	3	4
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	変更前 261.4	300	変更後 229.5	280

(5) 排水の汚染状態及び量

排水の汚染状態	項目	第1排水口		第2排水口	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20	15	20

排水の量 (m ³ /日)	浮遊物質 (mg/ℓ)				窒素含有量 (mg/ℓ)				りん含有量 (mg/ℓ)				大腸菌群数 (個/cm ²)			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
261.4	300	300	233.75	300	30	40	30	40	10	20	10	20	3	4	3	4

第2排水口及び第3排水口は、雨水専用。

(備考) 今回の申請は、薬学部新設に伴う洗浄施設の設置及び汚水等処理施設の設置を行うものであるが、学部再編と洗浄施設排水の別途処理により、既設し尿処理施設からの排水が減少するため、本事業場から排出される排水の汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年12月24日から
平成16年1月14日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
さぬき市市民部環境衛生課

香川県知事 香川 真 昭 氏

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を継続する。

平成十五年十二月十四日

香川県知事 真 昭 氏

- 1 継続される保安林の所在場所
香川県高松市横防三三六五の二から三三六五の四まで、三三六五の六
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 継続の理由
指定理由の記載

二一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市松原字松西一七四、一八一、字松東四〇一の一、四〇一の二、四〇二

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

三一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市松原字松東四〇一の一、四〇一の二、四〇二の一、四三〇の一、四三〇の二、四三二の一、四三二の二、四三三、四三四、四三五、四三九、四四三、四四四、字新川一一四七、一一四八の一から一一四八の四まで、一一五二の一から一一五二の九まで、字川東一一三四の五四、一一四〇の一、一一四〇の六

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

四一 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市津田町津田字江泊三四七五の二、三四七六の三、三五三六の一、三五三九、字猪塚三九六三の二、字萱落三九九九の四、字北原二八九三の三三八、二八九三の三三〇、二八九三の三三一、津田町鶴羽字薬師堂三〇の一、三〇の四、三〇の六、三三二の一、三三二の二、三三二の五、字薫谷一五三三の三、一五四七の三、小田字釜居谷一の一、字中西二〇七八の六から二〇七八の九まで、鴨庄字大串四三九〇の四五、四三九〇の四七、小豆郡内海町吉田字ナグラ乙二九〇の四、乙二九一の五、乙二九三の四、乙二九四の五、土庄町小江字深山尻六二五の四、六二五の三九、六二五の四四、六二五の四八、六二五の五三、六二五の六一、大部字東黒山甲七四九の四、甲七四九の五、豊島唐櫃字明神七六四の一五、池田町大字池田字前山一四九一の五、高松市亀水町一四一四の三五、一四一四の三六、一四一四の三八から一四一四の四〇まで、一四一四の五九、一四一四の七〇から一四一四の七七まで、香川県直島町字能見二二九六の三二、二二九六の三四、字宮ノ浦三七七二の二三、三七七二の二四、字立石三四五八の一、字京ノ山三三九九の五四、三三九九の五六、三三九九の六三、三三九九の六七、三三九九の六九、坂出市坂出町字北谷乙三一四の八、乙三一四の九、王越町乃生字西鼻二二四四、二二四九、三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四三九の一八、乙四三九の一九、大字粟島字不天二四五八の二、二四六一の三、二四六二の三、仁尾町大字仁尾字古江

庚一四一の二、庚一四一の五、字曾保甲一八一の四から甲一八一の六まで、甲一六六一の一八、字南草木庚九八九の三三から庚九八九の三四まで

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

五一 解除に係る保安林の所在場所

仲多度郡満濃町大字神野字神野山四五の三八

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 指定理由の消滅

六一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡土庄町肥土山字大野字乙二六五の三、乙二六五の五から乙二六五の七まで、乙二六六の二、乙二六六の三、乙二六六の五から乙二六六の七まで、乙二六七の三、乙二六七の四、乙二六九の二、乙二七三の二、乙二七三の三、乙二七五の三、乙二七六の二、乙二七九の三、乙二七九の四、高松市屋島東町字冷岸一七八四の二、一七八四の三、木田郡三木町大字小養字虹ノ滝一八七九の四、一八八〇の七、仲多度郡琴平町字川西二二六二の七一

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由 指定理由の消滅

香川県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、一一、一	ひかみ調剤薬局	有限会社マイネスト	木田郡三木町大字氷上字境淵 一一三三二番六

香川県告示第七百四十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医

療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名称	開設者	所在地
平成二五、九、三〇	三井外科医院	三井 正雄	仲多度郡多度津町京町一番二 二号

香川県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成二五、一〇、一	介護老人保健施設 悠々荘 さぬき市昭和一〇 〇五 五	医療法人社団春熙堂 さぬき市長尾東一 一一一 二	通所リハビリテーシ ョン 短期入所療養介護
平成二五、一〇、一	ケアセンター風生 観音寺 観音寺市瀬戸町三 丁目二 一四	有限会社ケアセン ター風生 高松市御殿町六四 九番地	訪問介護
平成二五、一、一	永井ケアプランセ ンター 坂出市川津町二八 〇〇番地一	医療法人社団永井 整形外科医院 坂出市川津町二八 〇〇番地一	居宅介護支援

香川県告示第七百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称又は

所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七七一五 〇〇〇六七	(変更前) 綾歌町指定居宅介護支援事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西一 六三八番地 (変更後) 綾歌町指定居宅介護支援事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西七 八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 会長 逢坂勝美 綾歌郡綾歌町栗熊西七 八二番地	平成十五年 四月一日	居宅介護 支援
三七七一五 〇〇二〇八	(変更前) 綾歌町指定訪問介護事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西一 六三八番地 (変更後) 綾歌町指定訪問介護事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西七 八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 会長 逢坂勝美 綾歌郡綾歌町栗熊西七 八二番地	平成十五年 四月一日	訪問介護
三七七一五 〇〇二二四	(変更前) 綾歌町指定訪問入浴介護事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西一 六三八番地 (変更後) 綾歌町指定訪問入浴介護事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西七 八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 会長 逢坂勝美 綾歌郡綾歌町栗熊西七 八二番地	平成十五年 四月一日	訪問入浴 介護

三三七〇一 〇一八五九	(変更前) 有限会社かに調剤薬局 福祉事業部 高松市檀紙町二〇九八	有限会社かに調剤薬局 代表取締役 古川謙二 高松市香西本町二五六 番地五	平成十五年 十一月一日	"
三三七〇一 〇一五九四	(変更前) 有限会社アクセスモリ タ 高松市林町一九五五番 地八 (変更後) 有限会社アクセスモリ タ 高松市前田西町一〇三 八番地一	有限会社アクセスモリ タ 代表取締役 森田康之 高松市前田西町一〇三 八番地一	平成十五年 六月一日	福祉用具 貸与
三三七〇一 〇一八三四	(変更前) 有限会社イキキライ フセンター 高松市松並町六四九番 地一 (変更後) 有限会社イキキライ フセンター 綾歌郡分寺町福家甲 六七三 七	有限会社イキキライ フセンター 代表取締役 谷本美恵 綾歌郡分寺町福家甲 六七三 七	平成十五年 八月一日	訪問介護 居宅介護 支援
三三七〇一 〇〇二九二	(変更前) たんぼぼハウス 香川郡香川町川東下三 一三番地一和幸ビル五 階 (変更後) 有限会社アイウエーブ 香川郡香川町浅野六五 六番地三	有限会社アイウエーブ 取締役 青野啓子 香川郡香川町浅野六五 六番地三	平成十五年 十月十日	福祉用具 貸与

三三七〇一 〇〇一三三	指定居宅介護支援事業 所小山荘 坂出市小山町一番六二 号	医療法人社団おりゆう 会 理事長 尾立竹次郎 坂出市小山町一番六〇 号	"	居宅介護 支援
三三七〇一 〇〇二三八	セントラル介護サービ ス 高松市亀井町四番地一 二	有限会社オカダエント ープライズ 代表取締役 岡田義弘 高松市屋島西町二三〇 二番地九	平成十五年 十二月一日	訪問介護
三三七〇一 〇〇七一一	福祉用具サービスセン ター・コスモス 高松市東八ヶ町八三〇 番地一	医療法人和光会 理事長 前田雅彦 高松市東八ヶ町八二四 番地	平成十五年 十一月三十 日	福祉用具 貸与
三三七〇一 三三七一六	介護保険 事業所番号 及び所在地	指定居宅サービス事業 者及び指定居宅介護支 援事業者の名称 代表 者の氏名及び主たる事 務所の所在地	廃止年月日	サービス の種類

香川県告示第七百四十九号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指
定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業の廃止について次のとおり届
出があった。
平成十五年十二月二十四日
香川県知事 真 鍋 武 紀

〇〇二六四	ハビリテーションいこの家 仲多度郡仲南町十郷二二一三	理事長 森伊津子 仲多度郡琴平町一六七 森内科		ピリテーション
三七七一一 〇〇二八七	うらしま介護サービス 四国損害保険株式会社 三豊郡詫間町松崎二七八〇一三〇	四国損害保険株式会社 代表取締役 谷口勝久 三豊郡詫間町松崎二七八〇一三〇	"	訪問入浴 介護

香川県告示第七百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七〇一 〇二七二五	指定居宅介護支援事業所 あすか高松 高松市伏石町二二三〇番地一	株式会社アイ・ディー・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町一丁目三六一番地四	平成十五年 十二月十五 日	居宅介護 支援
三七七〇四 〇〇三八四	介護シヨップほほえみ 善通寺市中村町二〇八二番地四	株式会社小片建設 代表取締役 小片康行 善通寺市中村町一九三七番地二	"	福祉用具 貸与
三七七二四 〇〇四一七	介護付有料老人ホーム メイブルの杜 香川郡香川町大野九九八番地一	株式会社ひまわり 代表取締役 谷本文子 香川郡香川町大野九九七番地三	"	特定施設 入所者生 活介護
三七七一一 〇〇八八一	居宅介護支援介護くん 三豊郡豊中町本山甲一三四四番地	本山タクシー株式会社 代表取締役 田井和 三豊郡豊中町本山甲一三四四番地	"	居宅介護 支援

公 告

三四四番地

香川県公告第七百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年二月十五日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十五年十二月十五日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 国際知的所有権監理保護機構香川
長瀬 宏志

- 綾歌郡綾南町大字陶七四〇五番地二二

- 三 定款に記載された目的
この法人は、知的生産活動を構築する「人」「文化」そして「それらのネットワーク」に対して、知的生産活力の向上に関する事業を行い、豊かな知的財産権利化社会の創成に寄与することを目的とする。

香川県公告第七百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、小豆郡内海町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）灘上地区）を行うことについて平成十五年十二月十一日適当と決定した。

その関係書類を内海町建設農林水産課において平成十六年一月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月二十四日

香川県公告第七百三十一号

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十二月十一日認可した。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
三豊郡財田町 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）荒戸地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）八重池地区

香川県公告第七百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市青海町字南代一三九八 四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
丸龜市幸町二丁目一〇番一四号
（聖北ハイツB棟一〇一号）
正木 良治
正木 笑子